

## デイスターゴルフクラブ ポイントプログラム規約

### 第1条（規約の目的）

本規約はデイスターゴルフクラブ（以下「当クラブ」）が提供するポイントプログラムサービス（以下「本サービス」）を、ポイントカード所持者（以下「ホルダ」）が利用する条件を定めるものです。

### 第2条（ポイントの付与）

ホルダがポイントカードでチェックインをした上で、ポイントの対象となる利用金額の支払いをした時、当クラブの規定に従いポイントが付与されます。ポイントは、次回以降の利用金額の支払いの一部または全部として、ホルダ本人に限定して利用することができます。尚、ポイントの換金は一切できません。

### 第3条（ポイントの管理および有効期限）

ホルダに付与されるポイント数、ホルダが使用したポイント数およびポイント数の残高は、当クラブ所定の方法によりホルダに告知します。ポイント数に関する最終的な決定は当クラブが行うものとし、ホルダはこれに従うものとし、ポイントの有効期限は、ポイントを取得した日から1年間とし、期限を過ぎたポイントは自動的に失効します。尚、ポイント失効に関する連絡をゴルフ場からホルダに連絡することはありません。

### 第4条（ポイントの合算および複数登録の禁止）

ホルダは、保有するポイントを譲渡または貸与したり、ホルダ間でポイントを共有することはできません。一人のホルダが複数のホルダ登録をしている場合、それぞれの保有するポイントを合算することはできません。

### 第5条（ホルダ資格およびポイントの取消）

当クラブは、ホルダによる利用方法が当クラブにとってふさわしくないと判断した場合、ホルダ資格の停止または取消を行うと共に、付与ポイントを取り消すことができます。尚、返品・キャンセルが発生した場合、付与ポイントを取り消します。ただし該当ポイントをホルダがすでに使用して残高不足の場合には、当クラブは不足ポイント相当分の現金をホルダに対して請求できるものとし、

### 第6条（免責）

通信回線の障害等により当クラブがホルダ個人を特定できない等やむを得ない事由が発生した場合、ポイントを付与できない場合があります。尚、その際に当クラブはポイント付与の一切の義務と責任を負わないものとし、

### 第7条（規約の変更等）

当クラブはホルダに対し事前の予告無く本規約の変更、修正をすることができます。変更、修正後にホルダが本サービスを継続して利用した場合には、ホルダが、変更、修正後の規約の内容すべてに同意しているものとみなします。

### 第8条（サービスの変更・停止）

当クラブは、ホルダに事前に通知することなく、本規約・本サービスの内容または条件の変更、本サービスの停止をすることがあります。また、ホルダはこれをあらかじめ承諾するものとし、当クラブは、前項の変更によりホルダに不利益または損害が生じた場合でも、これらについて一切責任を負わないものとし、

### 第9条（本サービスの終了）

当クラブは、ホルダに事前に通知することなく、クラブの判断により本規約を廃止し、本サービスを終了することができるものとし、本サービスが終了した場合、ホルダに対して付与されたポイントは全て失効します。その際ホルダは当クラブに対し一切の異議申し立てができないものとし、

この規約は平成23年4月1日から実施します。